

## 浜坂町・温泉町合併協議会事務局規程の一部を改正する規程

浜坂町・温泉町合併協議会事務局規程の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 合併の準備に関すること。

第3条第3項の別表中総務系の項分掌事務欄第13号を第16号とし、第12号の次に次の3号を加える。

- 13 新町の事務組織、事務分掌に関すること
- 14 新町の予算編成に関すること
- 15 合併の記録に関すること

第3条第3項の別表中計画系の項分掌事務欄第2号の次に次の2号を加える。

- 3 合併移行準備に関すること
- 4 過疎地域自立促進計画に関すること

第3条第3項の別表中調整系の項分掌事務欄第21号の次に次の5号を加える。

- 22 各種事務事業の一元化に関すること
- 23 一部事務組合の加入手続きに関すること
- 24 公共的団体等との連絡調整に関すること
- 25 特別職等の報酬等検討委員会に関すること
- 26 例規の整備に関すること

附 則

(施行期日)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

## 浜坂町・温泉町合併協議会事務局規程（改正後）

（趣旨）

第1条 この規程は、浜坂町・温泉町合併協議会規約第12条第3項の規定に基づき、浜坂町・温泉町合併協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の協議資料の作成に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) 合併の準備に関すること。
- (5) その他協議会の運営に関し必要な事項

（職員等）

第3条 事務局に事務局長、事務局次長、主幹、係長その他必要な職員を置く。

2 前項に定めるもののほか、事務の円滑な運営に質するため、必要に応じて兵庫県職員を助言者として派遣要請することができるものとする。

3 分掌事務は、別表のとおりとする。

（職員の職務）

第4条 事務局長は、協議会の会長の命を受け、事務局の事務を統括する。

2 事務局次長は、事務局長の指揮監督を受け、次に掲げる職務を行う。

- (1) 係の統括及び連絡、調整
- (2) 国県との連絡及び調整
- (3) 事務局長の職務補佐
- (4) 事務局長に事故あるとき又は欠けたときの職務の代理

3 主幹及び係長は、事務局次長の指揮監督を受け、次に掲げる職務を行う。

- (1) 係に属する業務の調整
- (2) 係に属する職員の指揮監督

（決裁）

第5条 会長が決裁する事項は、次のとおりとする。

- (1) 協議会の運営に関する基本方針の決定
- (2) 協議会に提案する議案の決定
- (3) 協議会の予算及び決算
- (4) 規程等の制定改廃
- (5) その他特に事務局長が重要と判断する事項

(専決事項)

第6条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 物品の購入その他契約の締結に関すること。
- (2) 物品及び現金の出納に関すること。
- (3) 職員の休暇及び時間外勤務命令並びに出張命令に関すること。
- (4) その他軽易な事項に関すること。

(文書の取扱い)

第7条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、協議会事務所所在町の文書取扱規程等の規定を準用する。

(職員の服務)

第8条 職員の服務及び勤務時間その他の勤務条件については、協議会事務所所在町の例による。

(給与)

第9条 職員の給与については、それぞれの所属する町の負担とする。

2 職員の旅費については、協議会事務所所在町の例により協議会が支給する。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年10月20日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

係名	分掌事務
総務係	1 庶務及び会計に関すること 2 予算編成に関すること 3 合併の諸手続きに関すること 4 協議会の会議に関すること 5 合併に係る広報に関すること 6 合併に係る資料の編纂に関すること 7 人事に関すること 8 報酬等支給に関すること 9 合併の方式に関すること 10 合併の期日に関すること 11 新町の名称に関すること 12 新町の事務所の位置に関すること 13 新町の事務組織、事務分掌に関すること 14 新町の予算編成に関すること 15 合併の記録に関すること 16 その他他の係に属さないこと
計画係	1 新町建設計画に関すること 2 財政計画に関すること 3 合併移行準備に関すること 4 過疎地域自立促進計画に関すること
調整係	1 財産の取扱いに関すること 2 議会の議員の定数及び任期の取扱いに関すること 3 地方税の取扱いに関すること 4 一般職の職員の身分の取扱いに関すること 5 特別職（各種行政委員会の委員を含む）の身分の取扱いに関すること 6 事務機構及び組織の取扱いに関すること 7 一部事務組合等の取扱いに関すること 8 公共的団体等の取扱いに関すること 9 町名・字名の取扱いに関すること 10 慣行の取扱いに関すること 11 その他総務文教関係に関すること 12 国民健康保険事業の取扱いに関すること 13 介護保険事業の取扱いに関すること 14 消防団の取扱いに関すること 15 その他民生福祉事業の取扱いに関すること 16 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いに関すること 17 その他産業建設事業の取扱いに関すること 18 条例、規則等の取扱いに関すること 19 使用料、手数料等取扱いに関すること 20 補助金、交付金等の取扱いに関すること 21 電算システムに関すること 22 各種事務事業の一元化に関すること 23 一部事務組合の加入手続きに関すること 24 公共的団体等との連絡調整に関すること 25 特別職等の報酬等検討委員会に関すること 26 例規の整備に関すること
電算・情報係	1 電算システム統合に関すること 2 地域情報化に関すること